

高度人材ポイント制の加点対象となる日本語能力一覧

- 1 高度人材ポイント制の申請を行う外国人の方が、日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることの証明として、以下を有している場合には、特別加算としてポイントが加点されます（15点）。

○ 日本語能力試験N1

（財団法人日本国際教育支援協会・独立行政法人国際交流基金が主催）

<http://www.jlpt.jp/>

○ BJT ビジネス日本語能力テスト480点以上

（公益財団法人日本漢字能力検定協会が主催）

<http://www.kanken.or.jp/bjt/>

- 2 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることの証明として、以下を有している場合には、特別加算としてポイントが加算されます（10点）。

○ 日本語能力試験N2

○ BJT ビジネス日本語能力テスト400点以上

試験の内容についてはそれぞれの実施団体にお問い合わせ下さい。